

# 組合 NEWS

Faculty and Staff Union of Kanazawa University  
金沢大学教職員組合執行委員会  
金沢市角間町  
Tel.076-262-6009(FAX同じ) / 角間内線2105  
E-mail kanazawa@ku-union.org  
ホームページ http://www.ku-union.org/

2020年10月21日

通巻1279号

この号の内容

- 遠隔授業の著作権問題



## 遠隔授業時の著作権問題 SARTRASへの届け出に関する申入れ

国立大学法人金沢大学  
学長 山崎 光悦 様

2020年10月5日

金沢大学教職員組合  
執行委員長 市原 あかね

### SARTRASへの届け出に関する申入れ

7月31日付けの「『遠隔授業に係る著作権に関する要請（通知）』に関する申入れ」への回答を踏まえて、改めて以下のとおり申し入れます。担当理事との懇談を求めます。

#### 1. 35条が適用されるよう指定管理団体（SARTRAS）に届け出を行うこと。

7月31日付けの回答にある、SARTRASの現状については同意しますが、そこでの説明では教員の不安は払拭されませんし、教員の教育実践の不適切さによって「著作権に関する課題の顕在化」が起きているかの理解は承諾しかねます。今年度SARTRASに参加しないとしたこと、その際の説明が著作権に関わる教員の状況についてあまりに無理解であることから、教員に大きな不安をもたらしました。そのことをしっかりとご理解いただきたく、(2)で問題点を説明し、再度届け出を行うことを要請します。

教員にとってこの制度が重要なのは、当該団体への補償金の支払いによってインターネットを利用した「公衆送信」型授業においても個別許諾が必要なくなるからとされているからです。届出を行わず補償金を支払わないということは、教員の著作物等の利用が適切であっても、授業を公衆送信の形態で実施する限り著作権者の許諾を得るといふ膨大な負担を教員が負わざるを得なくなります。先日の回答を読んだ際には、こうした教員の不安とその結果生

じる教育労力の増大や教育の質低下の可能性を全く理解されていないことに愕然としました。

確かに、本来であれば事前に補償金額の積算方法が示されるべきでしょう。しかし今回、「授業目的公衆送信補償金制度」が、予定より1年前倒しで緊急かつ特例的に施行された理由は、新型コロナウイルス対応としてほぼ全ての大学で準備が不十分なまま遠隔授業を実施せざるを得ない状況のなかで、①遠隔授業においても対面授業と同様の授業レベルを維持すること、②そのために、対面授業と同じレベルの教材を、対面授業と同様に著作権者の許諾なく公衆送信できる仕組みを整える必要があったからです。旧帝大を中心に制度の早期施行を求める要請が文化庁になされていますし、現に「概ね7-8割の大学が、国立大学では8-9割が」（SARTRASに確認）届出をしており、本学のように届出をしていない大学は少数派です。

今年度について補償金の支払いが不要であるのは経緯と現状を踏まえた特例的な措置であり、著作権者への補償金の分配がなされないことはSARTRASの本質的な問題ではなく、届出をしない理由にはなり得ません。

「授業目的公衆送信補償金制度」のねらいは、著作権者の権利を守ることと同時に、著作物利用者の利便性の確保、著作権侵害の回避、損害賠償リスクの回避でもあります。今年度届け出をしないと決めたことと、その際の説明は、教員が真摯に取り組む教育活動に関わる著作権問題に対しあまりに無理解で、教材作成の実態を無視したものです。授業を担当している教員のリスク回避と不安解消、そして負担の発生・教育の質低下の回避の観点から、35条の効力を有効化するために届け出を行うこと求めます。

#### （7/31付けの大学回答）

指定管理団体（SARTRAS：以下、当該団体）に届け出を行わないこととした理由は、主として「現時点において当該団体の『補償金』における対応が明確でない」と判断したためです。現時点において当該団体は「補償金を適正に分配するためには、具体的どの著作物が公衆送信されたのか」を詳細に把握していませんので、補償金の適正な請求及び分配能力・機能がないと考えます。

また、当該団体は『2020年度は「無償」ですので補償金の分配はありません』としており、仮に申請を行ったとしても、利用した著作物の権利者には補償金が分配されず、現時点において当該団体は補償金の支払い能力・機能がないと考えます。つまり、現時点において当該団体は、その主たる業務であるはずの「請求及び補償能力」を有していないものと判断しました。

## 2. SARTRASに届け出を行わないことによる教育への悪影響について。

### （1）教員の負担

7月31日付けの回答は、届け出を行わないことによって遠隔授業を行う教員が新たに負うことになる労力を一切無視したものであると当時に、著作物の利用について誤った理解を促しかねないものです。

届け出（と補償金の支払い）を行うか否かで「公衆送信」に伴う著作権侵害のリスクと教員の対応は全く変わります。このままSARTRASへの届け出を行わないのなら、遠隔授業時には、対面授業で用いていた著作物を利用した教材のままでは許諾が必要になる場合が生じます。公開されている資料のURLを貼り付けて事足りる場合はいいですが、それではすまない教育も多数存在します。その場合は、学生に紙媒体で別途配布・郵送する手間をかけるか、利用可能な別の資料を探す、授業内容を変更する等の対応を行うこととなります。大きな変更を迫られる場合は、当然、資料の再作成が必要となります。これらは、届け出をしないことに起因する負担の発生です。

大学の回答は、著作権侵害について一般的な啓発文の域を超えるものではありません。教員が困難な状況に陥ることを意図的に無視しているのであれば、許しがたい態度です。遠隔授業としてこれまでにない工夫を強いられている上に、「公衆送信」に関わる35条の適用を受けられなくなる不安から、様々な負担が発生しかねない状況であることをしっかりと理解していただきたいと考えます。

（7/31付けの大学回答）

教員は授業形態（対面・遠隔）を問わず、著作物の使用において、常に以下の判断を行う必要があると考えます。

- 著作物の複製範囲は「その必要と認められる限度内」か。
- 著作物の複製によって「著作権者の利益を不当に害すること」がないか。

（中略）

上記の判断を行っている授業担当教員は、本学の申請の如何を問わず、著作権法第35条に基づく著作物使用を行って差し支えありません。

（中略）

「期せずして著作権を侵害してしまった際に何らかのペナルティーが発生する」リスクは、「当該団体への申請の有無」で影響を受けるものではありません。

## （2）授業水準の低下による教育効果の低下

またこうした対応の結果、授業水準を低下させざるを得なくなる可能性を指摘する声も寄せられています。この間の遠隔授業に際し、各教員は、対面授業と同水準の教育を実現するために様々な努力をしてきましたが、大学としてSARTRASに届け出をせず「公衆送信」への対応行っていないことに起因して、教材としての作成・配布を躊躇している資料があること、「公衆送信」として著作権侵害にならないように工夫するために時間を取られかなりのオーバーワークとなっており心身共に疲弊しているなど、対面授業と同様の質を保つことは難しい状況となっています。

このことは教員の労働問題に留まらず、サービスを受ける学生の問題でもあります。学生からは、現在の遠隔授業について、対面授業を前提に設定されている授業料を支払うことへの不満が上がっています。適切な授業水準を維持するためにも、大学として（現場の教師に押しつけるのではなく）責任ある対応をすべきです。

## お申し込み

学内便等にて組合事務所までお送りください。

又はメール

kanazawa@ku-union.org

ご記入いただいた事項は「個人情報保護に関する法律」を遵守し、組合活動情報のご提供、組合費徴収などの事務のために適切な取り扱いをいたします。

## 連絡先

金沢大学教職員組合

金沢市角間町

TEL076-262-6009 (FAX同じ)

内線(角間) 2105

http://www.ku-union.org/

## 金沢大学教職員組合 加入申込書

申込日 年 月 日

ふりがな

氏名 (男 女) 生年月日 年 月 日

所属部局 職種 職名

雇用形態  常勤職員  フルタイム非常勤職員  パートタイム非常勤職員  その他

電話番号 (携帯電話)

E-mail (職場・個人用)

組合費  チェックオフ (賃金控除) 【通常はこちら】 8桁の職員番号

--	--	--	--	--	--	--	--

\*給与支払時に、大学が組合費を給与から控除し、一括して組合に渡す方法です。

\*職員番号は、職員証、給与明細書に記載されています。

チェックオフ以外の方法を希望 ( )

住所

差し支え無ければ記入ください。職場に組合の発行物をお届けしにくい場合にはご自宅への送付も可能です。

まだ加入されていない方は、ぜひ組合に加入してください。  
組合を通して大学に意見を表明していきましょう。



ろうきん自動車ローン  
無担保 **くるま自慢**  
キャンペーン  
キャンペーン期間  
2020 2021  
9/1(火)・3/31(水)

ろうきん自動車ローン  
くるま自慢  
5つのポイント

- 1 ご返済はゆとりの最長10年!
- 2 ご融資金額は最高700万円  
見積書・注文書の金額に付属品購入分として30万円まで加算可能!
- 3 配偶者やお子様など  
ご家族(2親等以内の親族)の車購入費用にもご利用可能!
- 4 他金融機関の自動車ローンの借換もご利用可能!
- 5 新車・中古車・バイクの購入、車検、カーポート、運転免許証取得などお車に関するあらゆる費用にご利用可能!



詳しくはこちら

詳しくは最寄りの<ろうきん>までお問い合わせください

ろうきん  
無担保 **教育ローン**  
キャンペーン  
キャンペーン期間  
2020 2021  
9/1(火)・3/31(水)

学費に  
幼稚園から大学院・専門学校・予備校  
○受講料 ○入学金 ○授業料

塾・講座・通信教育に  
○入学金 ○受講料  
○スキルアップの資金(通信教育納付金)

教育関連資金に  
○教科書や制服などの学用品  
○仕送り ○下宿の家賃 ○留学資金

その他  
○他金融機関からの教育ローンの借換え  
○奨学金の借換え  
\*奨学金の借換えには「奨学金借換専用プラン」がございます。



詳しくは最寄りの<ろうきん>までお問い合わせください

詳しくはこちら